

令和4年度  
第1回 球磨川水系学識者懇談会  
説明資料

関係住民への意見聴取結果と意見に対する  
取組状況と考え方及び整備計画への反映について  
[県管理区間]

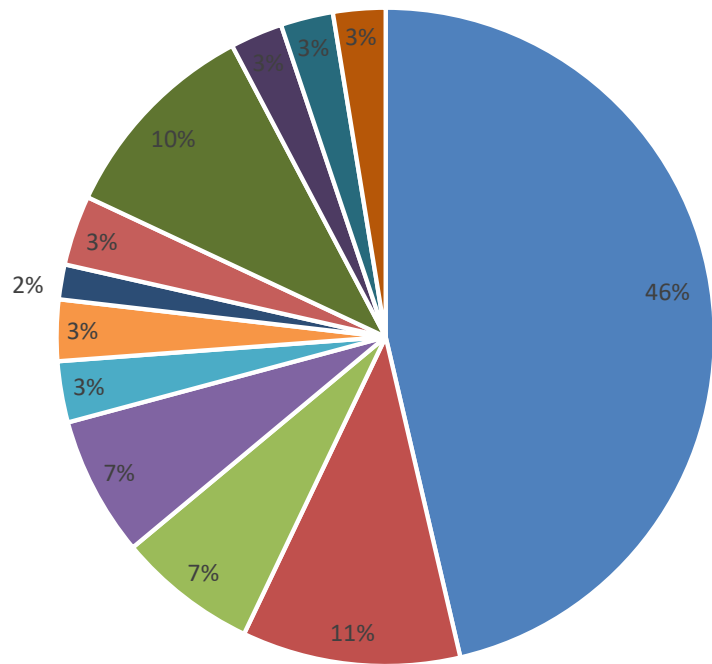
令和4年6月24日

熊本県土木部河川港湾局河川課

# 関係住民への意見聴取結果

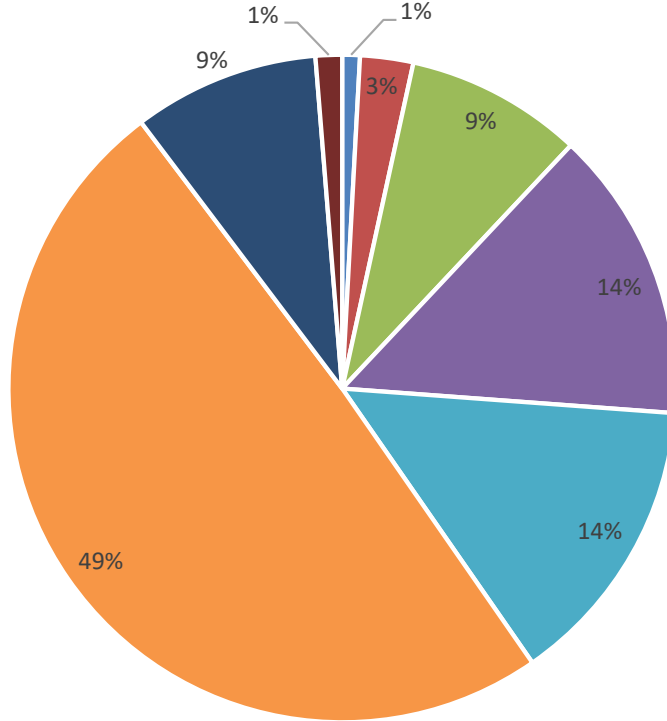
○4月4日に球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)を公表し、パブリックコメントを4月4日～5月6日の33日間実施。これに加えて、公聴会を4月23日～4月27日に10会場で実施。  
 ○意見総数 延べ488件(意見箱・郵送:139件、インターネット:316件、公聴会:33件)。  
 ○このうち、県管理区間に関するご意見は、延べ233件(意見箱・郵送:114件、インターネット:86件、公聴会:33件)。  
 ○意見提出者(県管理区間)の属性は以下のとおり。

お住まい



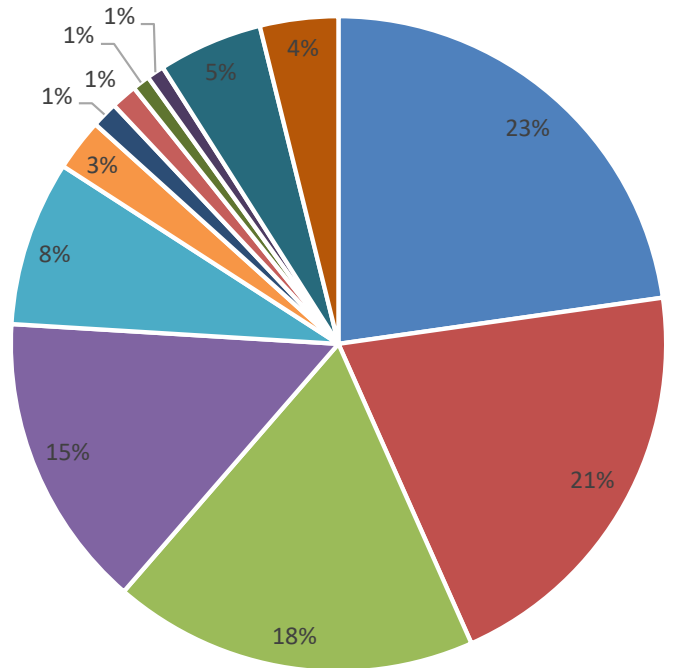
- 人吉市
- 八代市
- 相良村
- 五木村
- 多良木町
- あさぎり町
- 錦町
- その他流域
- その他県内
- その他九州
- 九州外
- 不明

年齢



- 10代以下
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80代以上
- 不明

職業



- 医療関係
- 会社員・会社役員
- 無職
- 自営業
- 農業者・林業・漁業
- 議員
- 保育士
- 団体職員
- パート
- 公務員
- その他
- 不明

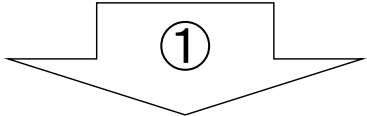
# いただいた意見の整理方法

- ① 県への提出意見233件について、意見提出用紙に記載されているどの章・節に対して述べた意見か確認の上、意見を要約し、章・節ごとに要約された意見を内容ごとに括り、「論点」を抽出するとともに、「論点」に対する「意見に対する取組状況と考え方」を整理。
- ② 同一の「論点」に対し「意見に対する取組状況と考え方」と「整備計画への反映」を一覧表で整理。

**県への提出意見：総数233件**

- ・パブリックコメント：200件
- ・公聴会：33件

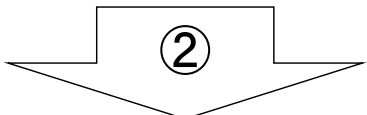
※すべての提出意見は本会議資料「参考資料2」として配布



**章・節ごとの「論点」及び「意見に対する取組状況と考え方」:31種**

章・節	全般	1.1	1.2	1.3	1.4	2.1	2.2	2.3	3.1	3.2	4.1	4.2	4.3	4.4	5.1	5.2	6	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	計	重複 除く
意見数	83	7	18	0	3	11	3	7	2	2	45	7	0	9	52	14	3	22	0	0	4	0	7	299	233
論点数	22	6	10	0	1	6	2	6	5	3	16	8	0	1	16	12	2	7	0	0	3	0	5	131	31

※章・節ごとの「論点」及び「意見に対する取組状況と考え方」は本会議資料「参考資料5」として配布



**31種の「論点」、「意見に対する取組状況と考え方」及び「整備計画への反映」**

※各「論点」、「意見に対する取組状況と考え方」及び「整備計画への反映」は本資料に記載

## いただいた関係住民意見の論点

○県管理区間に関する延べ233件のご意見の内容を一つ一つ確認した上で整理し、31の論点に分類。

○論点は以下のとおり。

1	水系の概要について
2	過去の河川整備について
3	令和2年7月洪水の検証について
4	これまでに提出した意見書等について
5	知事が流水型ダムを求めた経緯について
6	河川整備基本方針について
7	河川整備の基本理念について
8	河川整備計画の期間について
9	目標流量について
10	治水対策のあり方について
11	河川整備計画に位置付けた事業の進め方について
12	河川区域の対策について
13	集水域(田んぼ)について
14	集水域(山林)について
15	氾濫域について
16	氾濫域(避難・防災)について

17	氾濫域の宅地かさ上げについて
18	施設の整備途上における洪水への対処について
19	流水型ダムを含む治水計画について
20	流水型ダムによる環境への懸念について
21	市房ダムについて
22	市房ダム再開発について
23	河川環境の整備と保全について
24	河川の日常的な維持管理について
25	利水ダムの事前放流について
26	環境・防災学習について
27	水源地域の地域振興について
28	球磨川流域の持続可能な社会の形成に向けてについて
29	ダムの異常洪水時防災操作(緊急放流)について
30	原案に対する意見聴取の進め方について
31	瀬戸石ダムについて

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点: 1. 水系の概要について

## 意見の例

- 御溝川の取水口は人吉市上原田町ではなく山江村万江喜七鶴。
- 保安林、国有林の区域を明示していただきたい。
- 中園川板坂地区は板崎地区の誤りではないか。
- 川辺川の降雨量と万江川、山田川の降雨量を比較すべき。
- 県管理区間の概要版の8ページ、および原本の68ページに載せてある川辺川の浸水状況の写真について川の流れの矢印の向きが逆。こんなこともわからない人が作った河川整備計画に疑念を抱かざるを得ない。

## 意見に対する取り組み状況と考え方

ご意見を踏まえ1.1、1.2、2.1に記述を追加・修正します。

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.1 流域及び河川の概要

- 御溝川は、山江村万江甲の御溝堰で万江川から分派し、水田の中を南へ流下し、福川へ合流します。
- 球磨川流域の12市町村には、球磨川の流域外も含め、国有林が35,652ha、民有林等(県有林、市町村有林を含む)が158,013haあり、これらのうち103,436haが保安林に指定されています。
- 「**図1.13 国有林及び保安林の位置**」を追加。
- 中園川は、その源を球磨村渡付近に発し、高沢地区、坂口地区、浦野地区、**板崎**地区の集落を通り、球磨川に流入する右支川です。

## 1.2 治水の沿革

- 「**表1.9 令和2年7月豪雨 実績雨量**」を追加。

## 2. 球磨川水系の現状と課題

## 2.1 治水の現状と課題

- 「**写真2.5 川辺川浸水状況**」を修正。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:2. 過去の河川整備について

## ご意見の例

- ダムによらない治水を究極まで追求するといいいながら、12年間治水対策をあまりせずに、今回水害がおきたら、即座にダムの話をだしてきた。国交省はダムを造りたいために、この洪水を待っていたのではないか。
- 川辺川ダムを白紙撤回したために今回の災害を招いてしまった熊本県にも責任がある。
- ダムによらない治水対策をしなかったことが、R2.7洪水を発生させた一番の原因。そのツケを何故、五木村が肩代わりしなくてはならないのか。不作為ともいえる責任を説明すべき。
- 流域治水プロジェクトに盛り込まれた現実的な治水対策案が、なぜ2008年からの12年間に実施されなかったのか。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 川辺川ダムの白紙撤回を表明して以降、国土交通省や流域12市町村と連携し、「ダムによらない治水を検討する場」で直ちに実施する対策等の検討を、その後、「球磨川治水対策協議会」で複数の治水対策の組み合わせ案等の検討を行っていました。
- これらの検討と並行して、県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備等を行いました。併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行って参りました。
- そのほか、迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」でとりまとめたハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するとともに、「球磨川水系治水協定」に基づく市房ダムの事前放流等の取組みも行って参りました。
- なお、流域治水プロジェクトは、令和2年7月豪雨で戦後最大の洪水により甚大な被害が発生したことや流域の特徴を踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村等が連携し、河道掘削、遊水地の整備などの河川整備に加え、川辺川における新たな流水型ダムや市房ダムの再開発の調査・検討などの取組み等を組み合わせ集中的に実施することにより、令和2年7月と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止や家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図るものです。

ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

## 論点:2. 過去の河川整備について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- また、これらの検討と並行して、**県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備**等を行いました。**併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行いました。**
- 平成28年には、**迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」を設置し、国、県、関係市町村等が連携・協力**して、**減災のための目標を共有し、避難・水防対策の検討・協議を行うほか、災害時の迅速な防災行動のため、球磨川における洪水被害を想定して防**災行動などをあらかじめ時系列に整理した計画である「球磨川水害タイムライン」を全国に先駆けて平成28年には人吉市と球磨村で作成・運用を開始し、平成31年には八代市においても作成・運用を開始するなど、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進しているところです。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:3. 令和2年7月洪水の検証について

## 意見の例

- R2.7洪水で、命を落とされた原因、住民の避難行動、今後必要な対策について、共同検証すべき。
- 線状降水帯の降雨の特徴とその影響の検証を求める。
- 人吉地点のピーク流量などの算出根拠を明らかにすることを求める。
- 球磨川、川辺川の合流点直下の第4橋梁がR2.7洪水に与えた影響について、共同検証をすべき。
- 流水型ダム建設を進めるにあたり、2009年以降実施したダムによらない治水対策会議や治水事業の検証や効果を明らかにしてほしい。
- R2.7洪水時の市房ダムの効果や限界、ダムの放流、危険性について、共同検証をすべき。
- 瀬戸石ダムによる影響について検証を求める。
- 地域ごとに異なる水害発生要因の検証を求める。
- 防災のための土地利用、地域づくり、山林の視点を加えた、総合的な水害防止対策の検証を求める。
- 流域内の他事業も一体となって、生態系対策を含め検証がなされた河川整備計画とすべき。
- 住民不在の検証では、再び議論の長期化と混乱、対策の遅れを招くため、改善を求める。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域(集水域・河川区域・氾濫域)を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方にに基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。
- これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画[県管理区間]を策定するため、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)を作成し、意見聴取を進めて参りました。
- なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトで委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。

ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。

ご意見を踏まえ6.1に記述を追加します。



## 論点:3. 令和2年7月洪水の検証について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- 特に令和2年7月豪雨は、停滞する梅雨前線上に形成された低気圧に向かい、非常に湿った空気が流れ込み大量の水蒸気が流入したことで、流域(集水域・河川区域・氾濫域)の大部分にかかる大型の線状降水帯が発生し、さらに、およそ13時間にわたり停滞したことにより記録的な総雨量をもたらしました。
- あさぎり町上のアメダス降水量では、7月3日から4日の二日間で466.5mmと平年の7月約1ヵ月分の降水量に相当する降雨を観測するなど、球磨川の中流部から上流部、川辺川の雨量観測所において観測開始以来最大の雨量を観測し、河川整備基本方針の計画降雨量を超える雨量を確認しました。
- 令和2年7月豪雨では、多くの河川で、溢水による浸水等が発生し、人的被害、家屋被害及び護岸の一部欠損などの施設被害が発生しました。
- 特に小川沿川では、高齢者福祉施設が浸水し14名の方が亡くなるなど甚大な人的被害が発生しました。
- また、油谷川等で球磨川本川の水位上昇に伴う背水の影響による浸水、さらに川内川や吉尾川などで河道埋塞やそれに伴う流路変更、掘り込み区間の側方侵食などによる家屋等の被害が発生しました。
- 令和2年7月豪雨では、万江川や御溝川等で氾濫し、人吉市内で20名の方が亡くなられたほか、浸水による家屋被害、護岸の一部欠損などの施設被害等が発生しました。
- なお、市房ダムでは、昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水で異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。
- 予備放流によって事前に水位を低下していた市房ダムでは、約1,230万m<sup>3</sup>の洪水を貯留しましたが、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行する状況とはなりませんでした。
- また、網場等で約2万m<sup>3</sup>の流木を捕捉し、この流木については、適切に回収し、地域住民へ提供するなど有効活用を図りました。
- 市房ダムにおいては、令和3年度末までに99回の洪水調節を行っており、そのうち昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水では、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。
- 令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域(集水域・河川区域・氾濫域)を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、将来に向かって球磨川流域住民が生命の危機に晒されることなく、安全・安心な生活がおくれるよう、国、県、関係市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を令和2年8月に設置しました。
- この検証委員会では河川の水位や流量等豪雨災害の検証を客観的に行い、市房ダムがなく、上流で氾濫がなかった場合、令和2年7月豪雨のピーク流量は、人吉地点で戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水の流量を大きく上回り、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量をも上回る流量であることを確認しました。

## 論点:3. 令和2年7月洪水の検証について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- また、検証委員会での客観的な検証結果も踏まえ、流域全体で水害を軽減させる治水対策を検討するため、令和2年10月に、国、県、関係市町村等から構成する「球磨川流域治水協議会」を設置し、再度災害防止の観点から概ね10年程度で実施するハード・ソフト一体の治水対策について検討を行うと共に、流域治水協議会における検討結果を踏まえ、県管理区間では堆積した土砂の掘削や被災した護岸等の復旧、市房ダムに流れ込んだ土砂や流木の撤去などを進め、国管理区間では河道掘削の実施や、輪中堤・宅地かさ上げ、遊水地の整備に向けた調整などが進められています。
- 令和3年3月には、令和2年7月豪雨のような災害を二度と生じさせないとの考えのもと、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策の抜本的な強化のため、球磨川水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、流域住民を対象とした説明会を開催しています。

## 2. 球磨川水系の現状と課題

## 2.1 治水の現状と課題

- 『中流圏域』は、山間狭窄部となっており、洪水時には水位が上昇しやすく流速の大きな氾濫流が発生することや、山が迫っていることから多くの支川が球磨川本川に対してほぼ直角に合流し、合流点付近では氾濫が発生しやすく、また、山腹崩壊等により発生した土砂や流木が支川を流下して本川合流点付近に堆積しやすい特徴を有しています。
- これらの特徴に加え、川沿いのわずかな土地に家屋等が集積し連続堤による治水対策が困難である地形特性も踏まえながら、河道掘削や河道拡幅などの河川改修に加え、昭和60年代から宅地かさ上げなどの治水対策を進めてきました。
- また、上流部での山腹崩壊等により発生した土砂や流木が支川を流下し、球磨川本川合流点付近で堆積しやすいという特徴もみられます。

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.1 流域のあらゆる関係者との連携

- 緑の流域治水の考え方にに基づき、集水域(森林、農地、都市等)の事業者と一体的に連携し、河川整備を進めます。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:4. これまでに提出した意見書等について

## 意見の例

- 河川整備計画の検討に関して抗議文を提出したが反映されていない。
- 球磨川治水「民意を問う」際の要請書が、河川整備計画原案に反映されていない。
- 「住民の皆様のお意見・御提案をお聴きする会」に関して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。
- 球磨川河川整備計画(原案)公表時の関係住民意見聴取に関する要請書を提出したが、住民意見聴取に反映されていない。
- 球磨川豪雨災害に関する共同検証を求める提案を提出したが、共同検証は拒否され、河川整備計画原案に反映されていない。
- 県知事あてに川辺川ダム容認方針に対して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。
- 川辺川流水型ダムは環境アセス「法の対象外」との見解に対して提出した抗議文が、河川整備計画原案に反映されていない。
- 球磨川「流域治水」に関する新聞広告への抗議文を提出したが河川整備計画原案に反映されていない。
- 「球磨川に溜まった土砂の撤去に関する要請書」が、河川整備計画原案に反映されていない。
- 球磨川豪雨検証委員会に提出した文書が反映されていない。
- 「球磨川豪雨検証委員会に関する公開質問状」に回答し、住民と対面して説明すべき。住民の再質問にも答え、説明責任を果たすべき。
- 「球磨川の治水協議に関する要請書」が河川整備計画原案に反映されていない。
- 「球磨川流域治水協議会に関する要請書」が河川整備計画原案に反映されていない。
- 「球磨川流域治水協議会に関する意見書」が河川整備計画原案に反映されていない。
- 「球磨川流域治水協議会に関する意見書(その2)」が河川整備計画原案に反映されていない。
- 球磨川水系河川整備基本方針見直しに関して提出した意見書が、河川整備計画原案に反映されていない。
- 河川整備基本方針の見直しに関して抗議文を提出したが反映されていない。
- 球磨川・川辺川合流部への掘削土砂搬入に関して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。
- 熊本県による五木村振興策に関する意見書に関して、河川整備計画原案に反映されていない。
- 広告チラシ「みんなを守る市房ダム」に関する抗議文の質問項目が原案に全く反映されていない。 等

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:4. これまでに提出した意見書等について

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画[県管理区間]の策定を進めることとしています。
- 河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。
- 球磨川においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加いただいた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見も参考に作成しています。
- なお、パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](案)を作成して参ります。
- また、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取組むものであることを念頭に、今後も広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:5. 知事が流水型ダムを求めた経緯について

## 意見の例

- R2.7の災害を機に知事が川辺川ダムを求めるといふ、県民の意見を十分聞かず、国の説明や流域市町村長の意向だけで決定しすすめることは納得ができない。
- ダム建設に方針転換したが、民意が変わった事実を示していない。主観的に民意が変わったと言っているだけ。国・県のダム建設に向けた一連の取り組みは拙速であり、住民の意見を無視した進め方に憤りを覚える。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めるとしました。

ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- この検証委員会では河川の水位や流量等豪雨災害の検証を客観的に行い、市房ダムがなく、上流で氾濫がなかった場合、令和2年7月豪雨のピーク流量は、人吉地点で戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水の流量を大きく上回り、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量をも上回る流量であることを確認しました。
- その後、知事は、流域すべての市町村を対象に、30回にわたり、市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様などとお会いし、直接、治水の方向性や復興に向けた課題、思いを伺い、令和2年11月には、「命と環境を守る「緑の流域治水」を進め、その一つとして、新たな流水型のダムを国に求める」ことを表明しました。
- また、検証委員会での客観的な検証結果も踏まえ、流域全体で水害を軽減させる治水対策を検討するため、令和2年10月に、国、県、関係市町村等から構成する「球磨川流域治水協議会」を設置し、再度災害防止の観点から概ね10年程度で実施するハード・ソフト一体の治水対策について検討を行うと共に、流域治水協議会における検討結果を踏まえ、県管理区間では堆積した土砂の掘削や被災した護岸等の復旧、市房ダムに流れ込んだ土砂や流木の撤去などを進め、国管理区間では河道掘削の実施や、輪中堤・宅地かさ上げ、遊水地の整備に向けた調整などが進められています。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:6. 河川整備基本方針について

## 意見の例

- 球磨川水系河川整備基本方針(変更)は、流域住民・熊本県民の願いを否定した従前の基本方針を踏襲したものであり、流域住民の声を聴取していないため、取消すべき。
- 基本方針の検討は、まず被災者をはじめ、流域住民の意見を聞き、災害の原因を追究すべき。
- 球磨川水系河川整備基本方針の見直しに関して抗議文を提出したが反映されていない。
- 流域治水の基になる基本高水は昭和47年に発生した洪水を基に設定されたものであり、R2.7洪水を防ぐことは不可能。
- 球磨川水系河川整備基本方針にはR2.7洪水と同程度の雨が降ったら人吉地点から下流の大部分で計画高水位を超過することが書いていない。  
等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 河川整備基本方針は、長期的な河川整備の方針であり、一級水系である球磨川水系については、河川法に基づき、社会資本整備審議会の意見を聴き、国土交通大臣が定めます。
- 令和3年12月に変更された球磨川水系河川整備基本方針は、社会資本整備審議会における延べ7回の審議を経て決定されています。知事は、そのすべての審議に参加し、仮設住宅などにおいて令和2年7月豪雨で被災された方々から直接伺ったものも含め、関係住民のご意見や地域の実情をお伝えしています。
- なお、球磨川水系河川整備基本方針では、球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の洪水の規模が、本河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、令和2年7月豪雨と同規模の洪水やこれを上回る規模の洪水が発生した場合、整備途上の段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、河川整備や施設の運用高度化等により河川水位をできるだけ低下させることと併せ、流域全体のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な治水対策により、被害の最小化を目指す、とされています。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:7. 河川整備の基本理念について

## 意見の例

- 県が真っ先に基本理念に記載すべきは、気候変動による猛烈な集中豪雨がほぼ全域に降り、ほぼ全域の支流で激甚な洪水と甚大な災害が発生するようになった現象である。
- 生命を守る上で最も留意すべきは洪水のピーク流量ではなく、早い段階で生命が危機に晒される洪水が発生すること。
- 「基本理念」の第一に住民が主体であることを掲げてほしい。また、財源の裏付けがなければ絵に画いた餅に過ぎない。
- 基本理念の命と環境の両立について、生き物(命)と環境は両立するとかしないとかではない。今の基本理念は間違った考えのもとに出来上がっている。
- 球磨川を宝のまま将来世代に手渡すことが、いまを生きる私たちの責務。 等

## 意見に対する取組み状況と考え方

ご意見を踏まえ4.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

## 4.1 河川整備の基本理念

- そのような中、令和2年7月には、流域の大部分にかかる大型の線状降水帯が引き起こした記録的な豪雨により、計画規模を超える洪水が発生するとともに、多くの支川においても氾濫が発生し、大規模な人的・物的被害をもたらしました。
- その決意のもと、球磨川水系における治水対策を抜本的に見直し、流域のあらゆる関係者が協働し実施する「流域治水」への転換によって、気候変動による災害外力の増大も考慮した流域の治水安全度の向上を図り、流域住民の命を守るとともに、地域の宝である球磨川の景観、水質、自然環境をも守る、すなわち「命」と「環境」を両立させる「緑の流域治水」を推進することとしました。
- 段階的かつ着実に治水安全度の向上を図り、国・県・市町村だけでなく、住民や企業、研究機関も含むあらゆる関係者が協働で流域治水を推進することにより、「気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対し、生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会」を実現します。
- 球磨川を「宝」のまま次世代に引き継げるよう、流域において他に代えることができない財産である、地形が織りなす多様な河川景観・豊かな自然環境の保全・創出を行うことにより、「流域関係者が守り受け継いできた地域の宝である清流球磨川を中心とした、かけがえのない球磨川流域の尊さを理解し、自然環境と共生する社会」を実現します。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:8. 河川整備計画の期間について

## 意見の例

■ 3.2について、これからもこの地で生活する住民とともに考え、未来を見据えた整備計画を練ってほしい。

## 意見に対する取組み状況と考え方

■ 河川整備計画の対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とされており、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)では、概ね30年間としています。

■ なお、同原案においては、「安全・安心な暮らし」と「球磨川流域の豊かな恵み」を次世代にしっかりと引き継ぎ、流域全体の持続可能な発展につながるような河川整備に取り組んでいくこととしています。

ご意見を踏まえ4.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

## 4.1 河川整備の基本理念

■ 球磨川水系河川整備計画においては、球磨川を中心とした「緑の流域治水」が令和2年7月豪雨によって甚大な被害を受けた球磨川流域の「創造的復興」を成し遂げるとともに、「**創造的復興**」の**先も見据え**、「安全・安心な暮らし」と「球磨川流域の豊かな恵み」を次世代にしっかりと引き継ぎ、流域全体の持続可能な発展につながるよう、全力をあげて以下の基本理念に則り、河川整備に取り組んでいきます。



## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:9. 目標流量について

## 意見の例

- 対象雨量規模をR2.7洪水の実績より少ない50年に1回の降雨量としているため、整備計画(原案)を撤回すること。
- 流量は妥当と思うが、温暖化への対策を具体的に記述する必要がある。
- 梶原川の目標流量は650トン/秒、山田川は230トン、コサデ川・鳩胸川・胸川・馬氷川・小川は記載がない。梶原川が突出している理由を教えてください。

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に定められた整備目標に向けた段階的な計画であり、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としており、計画の対象としている80河川の内、目標に向けて整備が必要な河川は流量を記載しています。
- この目標に向け、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、これにより、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。
- また、計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。
- 対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。
- 梶原川と山田川の流量の差は、梶原川の流域面積が70.0km<sup>2</sup>で、幹川流路延長が10.1kmであるのに対し、山田川の流域面積は34.3km<sup>2</sup>で、幹川流路延長は13.9kmであることなど、流域の特徴や過去の降雨特性が異なるためと考えています。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点：10. 治水対策のあり方について

## 意見の例

- 流域治水という対策は、明治期以前の方法を活用するという意味で素晴らしく、住人に理解されやすい理に適った政策である。
- 上流域から下流域までバランスよく、住民の生命・財産の被害を最小限化する防災計画が必要。
- R2.7洪水では、間一髪の運で助けられ、奇跡的に私の町内で犠牲者が出なかった。球磨川の自然を優先しすぎ、人が運で命を決められてはならず事前に災害の対策を打つべき。
- 今後のインフラ整備やまちづくり計画の大元となる計画であり、計画の策定を進めてほしい。
- 治水の世界に属さない事柄まで治水の分野に入れ込むこと自体がすでに流域治水は破綻している。
- 歴史を無視したまちづくりが今回のような災害を招く。
- 湧水やその湧水が形成していた小川の変遷の実態を無視することが問題。
- 御溝川本来の機能を無視してはいけない。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。
- 対策の内容については、5.1に記載しており、これを実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。
- 整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点：11. 河川整備計画に位置付けた事業の進め方について

## 意見の例

- 県の河川整備計画原案は、国と連携して進めるべき。
- 今年・来年の豪雨に対処するため、現在実施可能な治水策を早急に進めるべき。中・長期的な治水計画であるダム建設の決定が何よりも先というのは本末転倒。
- 洪水は怖い思いがある。できるだけ早くこの整備計画を実行していただきたい。
- ダムは時間と費用がかかる。梅雨時でも安心して暮らせる生活ができるよう、早急な治水対策を求める。
- 住民と共に考え、住民の知恵や意見を取り入れた「公共事業」を進めてもらいたい。
- 自然の大事さを重視したご意見もあるが、1日でも早く球磨川流域の郡市民を助けてほしい。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 県管理区間は、令和2年7月豪雨をはじめとする過去の水害の発生状況、気候変動の影響による降水量の増大、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、球磨川水系河川整備基本方針に定められた整備目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実な河川整備を実施することとしています。
- これまでも、令和2年7月豪雨で河川内に堆積した約86万m<sup>3</sup>の土砂を翌年の出水期までに全て撤去するとともに、令和3年の洪水で河川内に堆積した土砂など約20万m<sup>3</sup>を撤去しました。このようなハード対策に加えて、浸水想定区域図の作成・公表や情報伝達の充実などのソフト対策にも取り組んできたところです。
- また、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等で暮らしを余儀なくされることを念頭に、計画策定後は、被災された方々の一日も早い生活再建に向けて、速やかに計画に位置付けた事業を推進して参ります。
- 整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 論点：11. 河川整備計画に位置付けた事業の進め方について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

■また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。

## 論点：12. 河川区域の対策について

## 意見の例

- 川辺川ダムとダム以外の施策として堤防強化、堤防拡幅、河床掘削、などを組み合わせによって、安全にすることが重要。
- ハード面、ソフト面の対策を行政、住民が一体となって前向きに取り組んでいくべき。
- 川の流れをスムーズにするため、球磨川の河道掘削が必要。
- 河道掘削は堆積分に止め、既存の構造物等に影響を与えないようにする必要がある。
- 掘削土砂に関して、住民のアイデアや意見を取り入れ、その利用法を再考すべき。
- 食料不足になるという時に、水田を遊水地にすべきではない。
- 地形的にも、各支流が大事であり、田んぼダムだけではなく、各支流に遊水地をつくることが大事。
- 今後の治水対策で、山田川の対策を進めるべき。
- 油谷川について、以前かさ上げされた下流域(片岩地区)の引提を実施してほしい。
- 宮園地区の安全安心のため、直ぐに整備ができる上荒地のダム(五木ダム)を造ってほしい。
- 竹の川上流部(鶴、宮園、平野)の対策として、宅地の嵩上げ、堤防の強化、砂防事業だけでなく、地域振興につながる整備も進めてほしい。
- 中川原を含め堆積土砂撤去をしなかったことが被害増大の原因であり、人吉地区の徹底した掘削を求める。
- 川辺川合流部の民有地に積み上げた土砂を撤去し、民有地を買い上げ、氾濫原として保全することを求める。
- 坂本町地域で、かさ上げや埋め立て、輪中提で河道を狭くした歴史が検証されておらず、河道を広げる対策が検討されていない。 等

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:12. 河川区域の対策について

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。
- 洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。
- 令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。
- この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。
- 対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。
- また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。
- 氾濫原の保全については、「遊水機能を有する土地の確保・保全」として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すこととしています。
- 山田川については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行うこととしており、整備にあたっては、人吉市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしています。
- 油谷川については、背後地の土地利用状況等を踏まえ、築堤(特殊堤)による河道の整備を行うこととしています。
- 川辺川上流区間など流水型ダムの上流域においては、流域のあらゆる関係者との連携によって流水型ダムを含む緑の流域治水を推進し、球磨川流域における「命と環境の両立」を図るため、築堤、河道掘削による河道の整備、宅地かさ上げ、土砂・流木対策、そしてソフト対策を、砂防事業や治山事業と連携しながら、組合わせて行うとともに、アユやウナギといった過去にこの区間で見られた生物の生息・生育・繁殖環境となりうる瀬や淵の創出などに取組み、国と一体となって安全・安心の確保と良好な河川空間の創出を早期に実現させることとしています。これらの整備と並行し、河川整備基本方針に向けた更なる河川整備についても、地球温暖化の進展など河川を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、どのような対策で長期的な安全性を確保していくか検討することとしています。
- また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

ご意見を踏まえ5.3を追加します。

## 論点: 12. 河川区域の対策について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- 今後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定し、実施します。
- また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。

## 5.3 川辺川の流水型ダムの上流域における河川の整備に関する事項

- 流域のあらゆる関係者との連携によって流水型ダムを含む緑の流域治水を推進し、球磨川流域における「命と環境の両立」を図るためには、水没予定地をはじめとした流水型ダムの上流域において、5.1及び5.2に位置付けた事項を効果的に組み合わせ早急を実施し、国と一体となって流水型ダムの上流域における安全・安心の確保と良好な河川空間の創出を早期に実現させていく必要があります。
- 特に、集落が川辺川に近い五木村の竹の川地区から宮園地区の区間については、過去の水害においても「水」による被害だけでなく、「土砂」や「流木」による被害が発生していることを踏まえ、緊急的・重点的に対策を実施します。
- 「水」に対しては、河道掘削や築堤、宅地かさ上げを組み合わせ実施し、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水と同規模の洪水に対して、家屋の浸水を防止します。また、「土砂」や「流木」に対しては、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携するとともに、川辺川においても、土砂の堆積しにくい河道、土砂の流出抑制施設、流木の捕捉施設を整備するなど河川区域における土砂・流木対策を実施します。なお、これらの整備にあたっては、アユやウナギといった過去にこの区間で見られた生物の生息・生育・繁殖環境となりうる瀬や淵の創出に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携しながら、川遊び等に利用されている空間の保全や河川と集落が調和した空間の創出に努めます。
- 併せて、地域住民に対して、河川情報のウェブサイト・SNS・広報誌による情報発信やラジオ、テレビ、新聞等の報道機関と連携した広報活動に取り組むとともに、マイ・タイムラインなどの各種タイムライン(防災行動計画)の作成・運用、地域住民も参加する防災訓練、学校等における防災教育に五木村等と連携して取り組み、地域住民の円滑な避難を支援します。
- これらの整備と並行し、河川整備基本方針の目標達成に向けた更なる河川整備についても、地球温暖化の進展など河川を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、どのような対策で長期的な安全性を確保していくか検討します。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:13. 集水域(田んぼ)について

## 意見の例

- 田んぼダムを早急に推進すべき。
- かつての氾濫原の機能を保持していた水田の保水力の実態を無視することが問題。
- 田んぼダムについて、川辺川ダムや市房ダムの再開発などの上流域で行われる洪水対策の一つとして取り組んでほしい。
- 田んぼダムについて、後継者問題、機器の維持管理費、信頼性、安全性、費用負担、洪水調節効果など、実現性の説明が不足。
- 田んぼダムや森林の保水力などの治水効果も評価し、数値化すべき。
- 田んぼダム等、決壊させるポイントを作るのも重要。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 田んぼダムとは、水田の排水柵(ます)に田んぼダム用の「せき板」を設置し、水田に降った雨水を貯めることで、河川への流れ込みを抑える取り組みです。
- 河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域(田んぼ)における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、田んぼダムについて、貯留・浸透機能の普及・拡大に向け、効果の定量化等に必要な技術的支援を行うとともに、より多くの関係者の参画や効果的な対策の促進を図るため、理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1に記載しています。
- なお、洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の一つとして、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すため、遊水機能を有する土地の確保・保全に取り組むこととしています。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- 流域治水の一環として、「営農継続と水田貯留機能のフル活用による田んぼダム」など、集水域(森林、農地、都市)で様々な関係者が取り組む貯留・浸透機能の普及・拡大に向け、治水効果の定量化等に必要な技術的支援を行います。
- ※田んぼダムとは、水田の排水柵(ます)に田んぼダム用の「せき板」を設置し、水田に降った雨水を貯めることで、河川への流れ込みを抑える取り組みです。



## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点: 14. 集水域(山林)について

## 意見の例

- 山の保水力の低下が著しく、皆伐や人工林の放置、鹿食害問題の対策を求める。
- 水害の一番の原因は、山の荒廃。山林の適正な維持管理こそが水害防止の重要かつ大切な政策であり、持続可能な地域の生業創出に貢献し、それが国土保全にも役に立つ。
- 鹿の食害による下草や低木がなくなり、今回の水害に大きく影響している。
- 緑の流域治水と標号しているのであれば、集水域にある山間部を調査し、治山や砂防だけでなく、山林の荒廃の手当てを行うべき。
- 大規模な山林の伐採を禁止する法律や条例も制定すべき。
- 川辺川ダム建設地上流の砂防事業・治山事業を強力に進め、河川内堆砂を少なくすることが必要。
- 今の河川行政の中において、1番大事なものは山の保全であり林野庁もグループの中に加えるべき。
- 広大な山林の管理こそが流域治水の要であり、緑の流域治水グリーンニューディール政策を最大限に遂行してほしい。 等

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域(山林)における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。

ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。

## 論点: 14. 集水域(山林)について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.1 流域及び河川の概要

- 球磨川流域の12市町村には、球磨川の流域外も含め、国有林が35,652ha、民有林等(県有林、市町村有林を含む)が158,013haあり、これらのうち103,436haが保安林に指定されています。
- 「**図1.13 国有林及び保安林の位置**」を追加。

## 2. 球磨川水系の現状と課題

## 2.1 治水の現状と課題

- 令和2年7月豪雨では、上流での山腹崩壊等により河道内に大量の土砂や流木が堆積するとともに、氾濫水に含まれた土砂等が道路や宅地などにも堆積し、円滑な救助・救援や復旧に支障を生じさせました。
- また、集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、伐採跡地の再生林による森林再生やシカ被害対策、治山対策などの取組みと連携を強化していく必要があります。

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- 流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力します。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- また、森林・林業の関係者が行う植林や間伐などの森林管理は、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させたり、水質を浄化させたりするだけでなく、洪水時に河川やダムへ流れ込む土砂や流木の量を減らすためにも有効であるため、森林・林業の関係者との連携も図ります。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:15. 氾濫域について

## 意見の例

- 昔は危ないところには人を住まわせてなかったように、現在の土地利用を見直すべき。
- 河川の狭いところでは水かさ上がり、蛇行したところでは外側の水位が大きく盛り上がるので、危険な場所は居住を規制すべき。
- R2.7洪水が忘れ去られることのないよう、住民に分かり易い説明資料を作成し、問題意識の啓発と正しい情報の共有を考えてほしい。
- 昔と比べると雨の降り方もかわってきている。急な大雨への対策等も今後示してほしい。 等

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。
- 対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。
- 令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、復旧・復興への取組みなどのアーカイブを継承することとしており、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダム役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有することとしています。
- また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。

ご意見を踏まえ5.1、5.2、6.1に記述を追加します。

## 論点: 15. 氾濫域について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

■氾濫域においては、土地利用規制やリスクの低いエリアへの誘導等が適切に行われるよう、令和2年7月豪雨における氾濫形態や洪水浸水想定区域図などの災害リスク情報を提供するとともに、必要な技術的支援を行います。

## 5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

■集中豪雨による急な水位上昇等に対応するため、危険箇所において、必要に応じて水位計や河川監視カメラを設置し、洪水時の情報を水防管理者等にリアルタイムで提供します。

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6. 1 流域のあらゆる関係者との連携

■そのため、国や市町村などの行政関係者に加え、地域住民、企業、学校など流域のあらゆる関係者との連携により河川整備を進めるとともに、令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、被災施設の復旧状況、住まいやなりわいの再建といった復興への取組みなどをアーカイブし継承することで、次の災害対応の教訓としていくためには、流域のあらゆる関係者と川に関する認識を共有する必要があります。

■このため、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダム役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有します。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:16. 氾濫域(避難・防災)について

## 意見の例

- 緑の流域治水の理念に基づく地域住民の行動による自助、共助の取組みにおいて、県、市町村は予防的避難などを促進するさまざまなソフト施策に取り組むべき。
- 水害はいつ発生するか分からない。本計画にあるハード対策も100%、完璧ではない。逃げる時間、避難する時間を稼ぐ必要がある。
- 命と環境の両立を図ると記載があるが、命を守るための最上の方法は早期避難しかない。
- 命を守るのはダムではなく、流域住民の心構え。防災学習や訓練、教育に取り組むといった考え方もある。
- 住民が安心できるように河川監視カメラを増設すべき。
- 水位計の場所や洪水時の大橋の記述が無い。危機管理型水位計は不安定で問題を抱えている。 等

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨が、河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、施設の能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、国土交通省、県、流域12市町村などあらゆる関係者が一体となり、ハード対策とソフト対策を多層的に推進する必要があります。
- 河川整備の基本理念に、令和2年7月豪雨災害を教訓として、関係機関と連携・協力し、避難・水防対策・まちづくりを一体的、計画的に推進することにより、「流域関係者一人一人が災害時の球磨川の脅威を忘れることなく、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」を目指すことを盛り込み、対策の内容は5.1などに記載しています。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 論点：16. 氾濫域(避難・防災)について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。
- 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」や「被害対象を減少させるための対策」として実施するハードの整備途上の段階で目標流量相当など施設能力を上回る洪水が発生した場合にも、浸水被害を最小化するため、氾濫シミュレーション等のリスク情報を積極的に提示するとともに、水害に強いまちづくりや避難体制の強化等のソフト対策の取組みを市町村や地域住民等と連携して推進します。
- 「[図5.20 水位計位置図](#)」「[図5.21 河川カメラ位置図](#)」を追加。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:17. 氾濫域の宅地かさ上げについて

## 意見の例

- 浸水地区の高台移転・宅地かさ上げを早急に進めるべき。
- 堤防や道路、宅地のかさ上げは、基本的にR2.7洪水に耐えうる水準に引き上げるべき。
- 油谷川の治水対策について、いつ、どのようになる予定なのか、教えてほしい。自宅再建などの計画がたてられない。
- 坂本地区では、支所再建予定地だけでなく、地域全体を3メートル上げるべき。
- 西部地区(古田・小川・段・横石)は、内水氾濫で家屋が浸水する常襲地帯であり、抜本的な検討が必要。個人負担なしの宅地かさ上げを進めてもらいたい。

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 洪水等による被害の発生の防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「被害対象を減少させるための対策」の一つとして、輪中提・宅地かさ上げを実施することとしています。
- 県管理区間においては、合流部付近で合流先河川の治水対策実施後の水位よりも低い家屋、合流部付近より上流で河川整備計画の目標流量を安全に流すための治水対策として堤防の整備が困難な区間にある、計画堤防高よりも低い家屋を対象に、計画高水位＋余裕高相当の高さまでかさ上げを行うこととしています。
- 実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮することとしています。
- 油谷川については、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、八代市坂本町鮎帰の区間で、背後地の土地利用状況等を踏まえ、築堤(特殊堤)による河道の整備を行うこととしています。また、「被害対象を減少させるための対策」として、八代市坂本町坂本地区、中谷地区、鮎帰地区において、集落を効果的に守る輪中提の整備や市町村による災害危険区域の指定と一体となった宅地かさ上げにより被害対象を減少させることとしています。球磨川水系河川整備計画[県管理区間]の策定後、地域住民の皆様とコミュニケーションを取りつつ、速やかに実施して参ります。
- また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 論点：17. 氾濫域の宅地かさ上げについて

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

■実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮します。



## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

論点：18. 施設の整備途上における洪水への対処について

## 意見の例

■新たな流水型ダムができるまでの期間、どうやって住民の安全を守るのか、説明するべき。

## 意見に対する取組み状況と考え方

■整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

■「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」や「被害対象を減少させるための対策」として実施するハードの整備途上の段階で目標流量相当など施設能力を上回る洪水が発生した場合にも、浸水被害を最小化するため、氾濫シミュレーション等のリスク情報を積極的に提示するとともに、水害に強いまちづくりや避難体制の強化等のソフト対策の取組みを市町村や地域住民等と連携して推進します。

## 論点：19. 流水型ダムを含む治水計画について

## 意見の例

- 今後の気候変動が分からず、流水型ダムによりどうなるか分からないので建設に反対する。
- ダム建設予定地より下流部に暮らす住民として、川辺川のダムと市房ダムの同時緊急放流による急激な水位上昇を恐れているため、ダム建設計画に反対。
- 流水型ダムは、穴が流木や岩石等で塞がれ、洪水調節ができず、ダム周辺や下流は危険なことになる。
- 洪水の危険が高い人に十分な補償をして、高台移転を促進してほしい。ダムを造る費用でダムによらない治水対策に回してほしい。
- 市民団体のアンケートでは、ダムを望む人は8%。住民は、土砂の撤去、森林の整備、河床の掘削、宅地のかさ上げ、堤防の嵩上げ、遊水地などを希望している。
- ダム反対者ばかりが目立つが、治水のためにダムは必要と言う人が沢山いる。
- ダムの地質について、専門家が書かれた、「川辺川ダムの地学的問題」に対し、国交省は説明責任を果たすべき。
- 流水型ダムは、発電機能がなくエネルギー政策と矛盾するので、発電機能を併設する計画に変更すべき。
- 流水型ダムは湛水されず、釣りやボートなど期待していた観光面でマイナスとなる。
- 急峻な山並みが連なっており、中途半端な治水では間に合わない。ダムを作るのは必須である。
- 流水型ダムは、下流域の生命財産を守るために必要。五木村の振興を含めて、スピード感を持って取り組んでほしい。 等

## 論点：19. 流水型ダムを含む治水計画について

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。
- 国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画[国管理区間](原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。
- 国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和17年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。
- また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。
- 五木村の振興については、県として、村民の皆様が豊かな恵みを楽しみながら末永く暮らしていけるよう、流水型ダムを前提とした村の新たな振興の方向性を検討しており、引き続き、国土交通省や五木村と連携して着実に進めて参ります。
- 引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。
- なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。

ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- この検証委員会では河川の水位や流量等豪雨災害の検証を客観的に行い、市房ダムがなく、上流で氾濫がなかった場合、令和2年7月豪雨のピーク流量は、人吉地点で戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水の流量を大きく上回り、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量をも上回る流量であることを確認しました。
- その後、知事は、流域すべての市町村を対象に、30回にわたり、市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様などとお会いし、直接、治水の方向性や復興に向けた課題、思いを伺い、令和2年11月には、「命と環境を守る「緑の流域治水」を進め、その一つとして、新たな流水型のダムを国に求める」ことを表明しました。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:20. 流水型ダムによる環境への懸念について

## 意見の例

- 環境アセスメントは、法と同等ではなく、法に則って実施すべき。
- 流水型ダムは、県の環境影響評価審査会でも、環境影響に関する意見が出されており、清流を遮断すれば、川が分断され、穴あきでも環境が悪化する。
- 流水型の穴あきダムに成功事例はない。穴が開いていても、魚は自由に上り下りしない。
- ダム建設によるクマタカや九折瀬洞の生き物への影響が心配。
- 流水型ダムについて、土砂の飛散や流木の詰まりなどの問題と、その対策について記載すべき。
- 川辺川上流にダムを作れば、流れが少なくなり、清流球磨川を失う。自然は容易に取り戻せない。自然を壊さないでほしい。
- 川辺川は15年連続の清流日本一の川であり、流水型ダムが整備されても清流が守られるようにしてほしい。
- 流水型ダムは、発電機能がなくエネルギー政策と矛盾するので、発電機能を併設する計画に変更すべき。
- 流水型ダムは湛水されず、釣りやボートなど期待していた観光面でマイナスとなる。
- 朴木砂防ダムと同様に、流水型ダムは、上流からの土砂をとめて、たまった土砂を水位の低下を伴って流しつづけ、濁水の長期化をもたらす。また上流部は土砂・ヘドロ・流木等がたまる。
- ダムは必要だが、清流を守ることも大切。相反するが、最大限の努力をして、きれいな水を流して欲しい。 等

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点：20. 流水型ダムによる環境への懸念について

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。
- また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。
- 引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。
- 流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組んで参ります。
- なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。

ご意見を踏まえ1.2、6.4に記述を追加します。

## 論点:20. 流水型ダムによる環境への懸念について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

■併せて、「新たな流水型のダム」が、球磨川流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えから、客観的かつ科学的な環境影響評価を国に求めました。

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.4 水源地域の地域振興

■併せて、流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組めます。

## 論点:21. 市房ダムについて

## 意見の例

- 市房ダムが発電、農業用水や洪水調節などに果たしている役割は否定しないが、デメリットも記載すべき。
- 球磨川は60年くらい前はきれいな水が流れていて、川の石にも泥は堆積していなかったが、市房ダムが出来てからは、川の石には泥が付いていて、遊びたいという思いにはならない。
- 市房ダムができてから川は劣化している。原案に、市房ダムの濁水発生や、流木捕捉対策が記載されているが、今までなぜ対策してこなかったのか、明らかにすべき。
- 市房ダムができるとき、レジャー用のボートにより観光が賑わうと教えられたが嘘だった。
- 建築後60年が経過した市房ダムの耐震性は安全基準を満たしているか明らかにすべき。
- 市房ダムが緊急放流した場合の被害の想定について明らかにすべき。 等

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:21. 市房ダムについて

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 市房ダムは、治水、発電及びかんがい用水に利用されていますが、近年の山腹崩壊等に起因して、出水後を中心に市房ダムに流入・堆積した土砂による濁水の発生が問題となっています。この堆積土砂は、洪水時だけでなく平時からダムの容量に係る重要な問題と認識しています。そのため、ダム湛水区間における堆積土砂・流木・ゴミの除去を実施するとともに、計画的に土砂を撤去するために貯水池内のモニタリング、土砂の有効活用や土捨場の確保にも取り組むこととしています。また、森林・林業の関係者が行う植林や間伐などの森林管理は、洪水中に河川やダムへ流れ込む土砂や流木の量を減らすためにも有効であるため、森林・林業の関係者との連携も図ることとしています。
- 市房ダムは、これまでに3度(昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月)異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。
- 近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成も支援することとしています。
- なお、「異常洪水時防災操作(緊急放流)」は、ダムが満杯に近づいたときに、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていく操作であり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乘せして流下させるものではありません。
- 市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。併せて、水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関と連携を図りながら水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ることとしています。
- 市房ダムのダム湖では、カヌー教室や汗の原親水公園でのイベントなど水辺の利活用が行われています。また、ダムの沿岸で春には一万本桜やシャクナゲが咲き誇り、秋には彼岸花や紅葉が彩り、多くの観光客が訪れています。引き続き、水上村等の関係者と連携し、賑わいのある良好な水辺環境の維持・創出に努めて参ります。
- 市房ダムは、ダムに関する現在の耐震設計基準が策定される前の昭和35年に完成していますが、市房ダム全体計画書によると、昭和56年に設定された現在の設計基準と同様の方法で耐震設計を行っており、平成7年度のゲート改修に際し、改めてダムの安定検討を行った際も、現行基準を満足していることを確認しています。
- 令和元年7月1日に国土交通省が公表した球磨川水系洪水浸水想定区域図では、指定時点の球磨川の河道及び洪水調節施設の整備状況が勘案されており、市房ダムについては、現行の操作規則等を考慮した洪水調節量が見込まれていると承知しています。想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、市房ダムは異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行した状況を勘案し、球磨川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深等が示されています。

ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。



## 論点:21. 市房ダムについて

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- なお、市房ダムでは、昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水で異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。
- 予備放流によって事前に水位を低下していた市房ダムでは、約1,230万m<sup>3</sup>の洪水を貯留しましたが、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行する状況とはなりませんでした。
- また、網場等で約2万m<sup>3</sup>の流木を捕捉し、この流木については、適切に回収し、地域住民へ提供するなど有効活用を図りました。
- 市房ダムにおいては、令和3年度末までに99回の洪水調節を行っており、そのうち昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水では、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。
- また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。
- 水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関との連携を図りながら、水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ります。
- 市房ダム貯水池などに流入した流木について、引き続き、適切に処理を行うとともに、流木を地域住民へ提供するなど有効活用を努めます。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:22. 市房ダム再開発について

## 意見の例

- 市房ダムは、環境配慮、緊急放流のリスク、軽費負担から判断して、「再開発」では無く「撤去」すべき。
- 市房ダムのおかげで洪水が減ったという実感はなく、水質悪化、ヘドロの堆積等による悪影響が大きい。巨額の税金を投じた市房ダム再開発について、具体的にどのような効果があるのか不明。
- 市房ダムについて、最近の降雨量12時間500mmを想定して、安心して次の世代に社会を託すべく、治水ダムとして更に強靱化すべき。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 市房ダム再開発については、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」において令和2年7月豪雨の客観的な検証等を行い、その上で取りまとめた流域治水プロジェクトに位置付けられており、球磨川水系河川整備計画[国管理区間](原案)においても、実現性が高いことなどから、位置付けられていると承知しています。引き続き、国土交通省と連携し、市房ダム再開発の実現に向けて取組んで参ります。
- なお、洪水調節量などの再開発の効果は、国土交通省の詳細な調査・検討により具体化されるものと考えています。
- また、市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。併せて、水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関と連携を図りながら水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ることとしています。

ご意見を踏まえ5.2に記述を追記します。

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。
- また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。
- 水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関との連携を図りながら、水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ります。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:23. 河川環境の整備と保全について

## 意見の例

- 住民は、自然の営みが豊かな球磨川水系と一緒に暮らすことを望んでいる。流域の恵みを渡すため、川を守るという事を大前提でやって欲しい。
- 瀬戸石ダムや市房ダムによる水質悪化は歴然であり、ダムは河川環境を破壊し、下流域や八代海にも深刻な影響を及ぼす。
- 八の字堰が整備され数年が経過したが、効果が見られない。産卵場が失われたり、土砂堆積により、青のりの生育場所が狭まった。
- 山の手入れ・植樹を行い、山を美しくすることで、海も美しくなり、魚も生き返る。
- 都会にするのではなく、田舎の良さを活かすべき。環境破壊をしないで下さい。
- 蛍の里や水辺公園の整備、子供の生物調査などで、都会の人たちにも川と親しめる場を提供することは大切。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。
- 支川を介し森林・水田と本川とが繋がりを、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海(八代海)の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。
- 河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。
- 対策の内容については、5.1に記載しています。
- また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。

ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

## 論点:23. 河川環境の整備と保全について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- 支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海(八代海)の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組みます。
- 河川整備の実施にあたっては、必要に応じて事前に環境調査を実施し、動植物の生息・生育・繁殖状況を把握するとともに、地域の宝である川の恵みが、古くから人々の暮らし、産業、文化を育んできたことを踏まえ、関係機関や地域住民と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指します。また、令和2年7月豪雨からの復興を加速させるため、市町村と連携し、川を活用したにぎわいの創出を図ります。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:24. 河川の日常的な維持管理について

## 意見の例

- 新たに何かをつくるのではなく、河川の掘削業で危険がないように川を掘削し続けて自然を残して欲しい。
- 人吉市内の堤防も古くなっており、新しくしてほしい。
- 河畔林が取られて洪水が一気に入ってきた場合と、河畔林を通してゆっくり浸水してくる場合とでは、被害の程度は異なる。
- 堤防で6月より鮎つりの人達が寝泊りし、マナーが悪いので、出来ないようにすべき。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 球磨川水系の県管理区間では、これまでも、各圏域の特徴を踏まえ、治水対策を実施してきましたが、近年の出水で浸水被害が発生するなど、更なる治水対策が必要な区間が存在します。そのため、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標として河川の整備を実施することとしています。また、河川整備に当たっては、球磨川水系の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、良好な水質の維持、そして貴重な水辺景観の維持・形成にも取り組んでいく必要があります。同原案は、球磨川水系が有する良好な河川環境を次世代に継承できるように保全するとともに、令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、次世代に継承する良好な河川環境が更に豊かなものとなるよう、新たな河川環境を創出し、流域の持続可能な発展につなげていくことも目標としています。
- 堤防等の河川管理施設については、築造後に年数が経過した施設が多く、重要度や不具合の状況に応じ、計画的に維持管理を行う必要があります。洪水等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に巡視・点検を行い、施設の状態を把握するとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を行うことで予防保全に努めることとしています。
- 河畔林については、洪水の浸水被害軽減などが期待できるものについて、関係機関と連携を図り保全に努めることとしています。
- 河川を利用される方々に対しては、自由使用の原則の下で、他の河川利用者や近隣の住民に対する危険行為や迷惑行為とならないよう、また、治水、利水、動植物の生息・生育環境、河川景観と調和した適正な利用となるよう、河川や地域の特性を考慮し、関係市町村等と連携して周知などに取り組むこととしています。

ご意見を踏まえ5.2に記述を追加します。

## 論点:24. 河川の日常的な維持管理について

## 【整備計画への反映】

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

■河川利用者に対し、自由使用の原則の下で、他の河川利用者や近隣の住民に対する危険行為や迷惑行為とならないよう、また、治水、利水、動植物の生息・生育環境、河川景観と調和した適正な利用となるよう、河川や地域の特性を考慮し、関係市町村等と連携して周知などに取り組みます。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:25. 利水ダムの事前放流について

## 意見の例

- 市房ダムの事前放流について、利水者や本川の河川管理者等と調整のうえとあるが、明確な基準や方針がないと緊急事態に早急に対応できない。
- R2.7洪水における市房、幸野、瀬戸石、内谷、油谷の各ダムの事前放流等の検証結果や計画への反映状況を示してほしい。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 球磨川水系においては、市房ダムを含む6つの既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省と県、全てのダム管理者、関係利水者で構成する「球磨川水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会」を設置し、事前放流に関する協議を進め、令和2年5月に「球磨川水系治水協定」を締結し、同年の出水期より事前放流の運用を開始しています。
- 協定では、「事前放流のガイドライン」に基づき、3日前の降雨予測による基準降雨量など、事前放流の基準を定めていますが、令和2年7月豪雨は、降雨量の予測が困難な線状降水帯による豪雨であり、基準降雨量を超える雨量の予測が発表された時点では、既にダムへの流入量が大きく、貯水位を低下できる状況で無かったこと等から、事前放流は行われませんでした。市房ダムにおいては、県が独自に構築した降雨流出予測システムにおいて、事前の放流(予備放流)の実施基準に達したため、令和2年7月3日の15時から予備放流を行い、約190万m<sup>3</sup>の容量を確保して洪水調節を行いました。
- また、令和3年9月には、河川法第51条の2に基づく「球磨川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、協議会に参加する河川管理者と関係利水者等との連携のもと、洪水調節機能の強化や予測精度向上等の取組みを推進しています。
- 引き続き、治水協定に基づいて適切な事前放流が実施されるよう、利水者等の関係機関と連携するとともに、更なる洪水調節機能の強化や予測精度向上に関係機関と連携して取り組み、支川の被害軽減を図ることとしています。また、市房ダムにおいては、利水者や本川の河川管理者等と調整のうえ、確実に事前放流等を行うこととしています。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

論点：26. 環境・防災学習について

## 意見の例

■ 幼少期から、森林、川について学ぶことをしっかり計画してほしい。 等

## 意見に対する取組み状況と考え方

■ 幼少期から川において環境・防災教育に取り組むことは重要であり、学校や保育園などの関係者を支援して参ります。

ご意見を踏まえ6.1に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.1 流域のあらゆる関係者との連携

■ また、川において環境・防災教育に取り組む学校や保育園等の関係者が、より円滑に活動できるよう、流域における山・川・海の繋がり(水循環、自然環境、流域治水等)を解説する出前講座等の支援に取り組むとともに、「球磨川らしさ」を活かした河川整備や市町村の防災まちづくりなどを進めるための意見交換の場づくりなどにも取り組みます。



## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:27. 水源地域の地域振興について

## 意見の例

- 五木村は川辺川ダムで半世紀に渡る苦難、苦渋の選択の末、今や過疎、少子高齢化の状態。住民の苦労を理解しているのか。
- 下流域の為に、五木村、相良村の住人の皆様に多大なご迷惑をおかけし、この計画が進んできた。このことを忘れないようにしていきたい。感謝します。
- 五木村は「村おこし」を行っている最中で、諸施設の建設も進んでおり、この状況を見捨てて川辺川ダムを復活することは許されない。
- 五木村は観光立村を進めており、流水型ダムが観光地となるよう計画に位置付けてほしい。
- 五木村の溪流ヴィラの施設は移転し、設備は再利用したうえで、存続させてほしい。
- 水没予定地に建設した施設は、金銭補償だけでは村の再建は果たされない。
- 川辺川ダム運用後のダムサイト両岸の土砂崩れや、ダム湖内に溜まる汚泥やゴミへの対策を計画してもらいたい。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 球磨川流域において「緑の流域治水」を進めるに当たっては、五木村をはじめとする水源地域の地域振興が不可欠です。
- そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。
- 五木村の振興については、県として、村民の皆様が豊かな恵みを楽しみながら末永く暮らしていけるよう、流水型ダムを前提とした村の新たな振興の方向性を検討しており、引き続き、国土交通省や五木村と連携して着実に進めて参ります。
- また、流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組んで参ります。

ご意見を踏まえ6.4に記述を追加します。

## 論点:27. 水源地域の地域振興について

## 【整備計画への反映】

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.4 水源地域の地域振興

■併せて、流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組めます。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:28. 球磨川流域の持続可能な社会の形成に向けてについて

## 意見の例

- 流水型ダムは、生態系・地域社会すべてで、球磨川流域の持続可能な社会を破壊し、SDGsの目標と逆の取り組みであり中止すべき。
- ダムありきではなく、林業と漁業の継続した生業が続く整備を求める。
- P143のSDGsは、表面的に関連がありそうな項目をこじつけただけで実態がなく、「SDGsウォッシュ」にあたる。
- SDGsの取り組みは見当たらないので、SDGsの項目は削除すべき。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- SDGsについては、国内での認知度が高まり、考え方も浸透してきており、その達成に向けて官民間問わず様々な取り組みが進められています。特に、13の気候変動は、日本の総力を挙げて取り組むべき人類共通の待ったなしの課題と指摘されており、令和2年7月豪雨を経験した球磨川流域においても、積極的にSDGs達成に向けた取り組みを進めていく必要があると考えています。
- 例えば、令和3年12月に政府のSDGs推進本部がとりまとめた「SDGsアクションプラン2022」においては、グリーンインフラの推進として、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくり等を推進するとされており、県としても、球磨川水系河川整備計画[県管理区間]において取り組むこととしている「遊水機能を有する土地の確保・保全」等を通じて、SDGsの達成に向けた取組みを積極的に進めて参ります。

ご意見を踏まえ6.6に記述を追加します。

## 【整備計画への反映】

## 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.6 球磨川流域の持続可能な社会の形成に向けて

- 特に目標13【気候変動】は、令和2年7月豪雨を経験した球磨川流域においても積極的にSDGs達成に向けた取り組みを進めていく必要があります。そのため、球磨川水系河川整備計画に位置付けた対策を推進することで、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策に取り組めます。その際、例えば「遊水機能を有する土地の確保・保全」においては、目標13【気候変動】に加え、目標4【教育】などの関連する4つの目標も意識して取り組みを進め、持続可能な社会の形成に寄与できるよう努めます。
- 「表6.1 河川整備計画に関連する開発目標(例:遊水機能を有する土地の確保・保全)」を追加。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:29. ダムの異常洪水時防災操作(緊急放流)について

## 意見の例

- ダムの緊急放流により下流が増水し、災害を引き起こす。
- 昭和40年代以降の水害の原因は市房ダムによるもの。県が原因を認めることから始めないとダムについての話ができない。
- 緊急放流というリスクに触れられないまま、河川整備計画が立案されることは問題。
- 市房ダムの緊急放流に関する流域住民の疑問に国も県も真面に答えたことは一度もない。
- R2.7洪水で市房ダムが放流したと言われる方が多く、住民にきちんと説明してほしい。
- 緊急放流は下流に被害を発生させるのに、ただ流入量と放流量が同じになるだけとウソの解説をしている。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作(緊急放流)」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乘せして流下させるものではありません。
- 市房ダムは、これまでに3度(昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月)異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成も支援することとしています。
- さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報(洪水調節開始等)に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。

ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

## 論点:29. ダムの異常洪水時防災操作(緊急放流)について

## 【整備計画への反映】

## 1. 球磨川水系の概要

## 1.2 治水の沿革

- なお、市房ダムでは、昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水で異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。
- 予備放流によって事前に水位を低下していた市房ダムでは、約1,230万m<sup>3</sup>の洪水を貯留しましたが、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行する状況とはなりませんでした。
- 市房ダムにおいては、令和3年度末までに99回の洪水調節を行っており、そのうち昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月の出水では、異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行しています。

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 平常時から、洪水浸水想定区域図を作成し周知するとともに、ダムについては、施設能力を超える洪水が発生した場合には異常洪水時防災操作(緊急放流)に移行する場合があること等の周知にも努めます。
- 市房ダムにおいては、ダム操作の状況をより明確に沿川の住民に伝えるため、4色で表示する警告灯を増設するとともに、令和2年7月豪雨を踏まえて改善した警報サイレン吹鳴方法の周知に取り組みます。
- また、これまでも提供してきたダム操作に関する情報(洪水調節開始等)に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で地域住民が円滑な避難行動を実行できるよう支援します。
- さらに、関係機関に確実な情報伝達を行うため、通知方法を多重化するとともに、地域住民に対しては、ラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機等を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携します。
- 異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を周知するために、平常時から地域住民を含めたあらゆる関係者を対象に出前講座等を実施します。

## 論点:30. 原案に対する意見聴取の進め方について

## 意見の例

- 地域住民の声を聞き取り、向き合い、話し合い、住民の立場で整備計画、地域再建、復興計画を立案すべき。
- 公聴会、パブコメの募集の仕方について、期間が短い、周知不足、公聴会の各種制限があるなど、問題点が多い。
- 河川整備計画原案の説明がない段階の公聴会開催は筋が通らない。住民に丁寧な説明を行うべき。
- ダムの効果を疑問視する意見に対し、きちんと効果を示されなければ、五木村は犠牲になる意味がない。丁寧な説明をし、流域の住民が安心・納得できるようにすべき。
- 熊本でも公聴会を開催すべき。閲覧開始から公述締め切りまで時間が短く、12市町村の住民だけというのは傲慢不遜。
- 住民の声を政策に反映させる事で、低コストでいい対策が打てる。今後の球磨川の治水の為に、開かれた場で情報共有ができる仕組みを拡充すべき。
- 河川整備計画は多数の住民が分からない、関心がないため、行政は広報を続けるべき。
- 他の一級河川で設置した流域委員会を、球磨川に設置しない理由を説明すべき。
- 今後の整備計画の策定にあたっては、河川関係部署のみならず、農水省や林野庁および関係省庁、県農政部や関係部署、それに地域住民を加えて進めるよう強く求め、丁寧に進めていただきたい。
- 球磨川水系学識者懇談会は熊本の方が大半。他のエリアの方なども入れて意見を聞くべき。 等

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:30. 原案に対する意見聴取の進め方について

## 意見に対する取組み状況と考え方

- 球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画[県管理区間]の策定を進めることとしています。
- 河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。
- 球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加頂いた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。
- また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様を知って頂けるよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域12市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方に知って頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。
- そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域12市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33日間としました。これに加えて、流域12市町村にお住まいの方を対象に最大で72名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の2週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を10日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の19日前に発表し、公述申出期間を12日間としました。
- このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を6紙に掲載するとともに、流域12市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は5社の報道機関に取り上げて頂きました。
- その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ455件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた33名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。
- パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](案)を作成して参ります。
- 今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。
- なお、河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされており、球磨川水系では、国土交通省と県が共同で球磨川水系学識者懇談会を設置することとし、その委員は熊本県外の方にも参加頂いています。
- また、過去に他の水系では、学識経験者や流域住民で構成する流域委員会を設置し、意見聴取を行った事例があることは承知していますが、球磨川水系においては、令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生したことなど、水系を取り巻く状況を踏まえ、ここに述べたとおりの進め方により、これまでに様々な機会で頂いたご意見を十分に検討し、球磨川水系河川整備計画[県管理区間](案)を作成することとしています。

## 意見に対する取組状況と考え方及び整備計画への反映

## 論点:31. 瀬戸石ダムについて

## 意見の例

- 瀬戸石ダムを撤去し、本来の球磨川に戻し、ダムによらない治水を住民とともになしていくべき。
- 瀬戸石ダムは、流木等で水を堰き止めて逆流現象を起こし、上流を溢れさせ、下流にも甚大な被害をもたらした。
- 瀬戸石ダムは障害物であり、土砂が溜まるため、撤去すべき。
- 瀬戸石ダムや荒瀬ダムは水位調節ができず、水害に対して無力であり、ダムは不要。
- 次世代により良い環境を残すために、瀬戸石ダムは撤去すべき。
- 荒瀬ダム撤去により川の流れが戻ってきた。瀬戸石ダムを撤去すれば、当時の清らかな川になり、JR肥薩線からの景観が良くなり、観光面でもメリットがある。 等

## 意見に対する取り組み状況と考え方

- 瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発(株)に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。
- 引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。